

プロフォーマ会計における合理性と社会性

—— 会計情報操作の新形態とその含意 ——

Rationality and Sociality in Pro Forma Accounting : New Modality of Manipulation in Accounting Information

星野一郎
Ichiro Hoshino

要 約

本稿は、近時米国において話題となるプロフォーマ会計の実態と背景そしてその意義を究明した論考である。そこにおいて重要な観点は正常性と異常性であり、会計情報におけるこの境界を確定することの困難さをいかに克服するかが問題になる。本稿では、プロフォーマ会計の一形態としてEBITDAを捉え、それが生じた原因を四半期報告書と自発的開示に求め、その背景と影響等について検討した。そして最終的には、財務会計における説明責任と自己責任の重要性を考察した。

プロフォーマ会計は会計情報操作の一種であり、そこにおいて観察される現象の特徴はクリエイティブ・アカウンティングに共通するものがある。こうした会計情報の操作は従来から観察されている現象である。このような会計行動がおこなわれるのには、それなりの事情や背景がある。その意味においてプロフォーマ会計には、現在の経済社会において一定の合理性と社会性が認められるものである。

なお本稿においては、プロフォーマ会計に関連する規程、事例そしてアンケート調査を[参考資料]として添付している。

キーワード：プロフォーマ、会計情報操作、クリエイティブ・アカウンティング、経常性、異常性、EBITDA、四半期報告書、自発性、任意性、会計責任、自己責任

目 次

はじめに——規制と自由

I. 経常性と異常性の狭間

II. EBITDAの意義と特性

III. 四半期報告書の功罪

IV. 自発的な開示の功罪

V. 説明責任と自己責任

むすび——誤導と誤解

参考資料

はじめに——規制と自由

現実の経済社会において、絶対的規制と絶対的自由というものは、それこそ絶対的に存在しないものである。多くの場合、規制と自由の中間に、制度上あるいは実質的な実態が存在・機能しているであろう。これは財務会計においても妥当する。

規制には強制がとれない、それは法制等の制度的なルールによって担保されており、また自由には任意性あるいは自主性がともなう。規制に合法

性と妥当性があるかぎり、それを遵守していれば、そこにおいて規制を受ける経済主体等の責任は本来的に免除される。それに対して自由においては、そこにおける利益も不利益も、当該主体が全面的に責任を負うことになる。

財務会計は制度会計にその基盤を有していることから、法的な規制のもとにおいてはじめて有効に機能する特性を有している。わが国では、商法や証券取引法そして法人税法およびそれらの関連法規が、会計上の処理基準や開示基準について規定している。これに対して、プレスリリース(定義等については後述)においては、会計情報を含

(本稿は財団法人全国銀行学術研究振興財団の2002年度研究助成金による研究成果の一部である)

めた企業情報が任意に作成・公表されている。これらについては本来、法制や規制をもって制限する特性のものではなく、なんらかの制限を付すにしても、証券取引所や業界団体の「自主規制」によることが多い。

米国企業におけるいわゆるプロフォーマ会計(Pro Forma Accounting)あるいはプロフォーマ財務情報¹⁾は、財務会計における規制と自由を検討するうえで格好な素材を提供する。この会計システムは、既存の制度会計システムを改変することなく、それに追加する形式で新たな会計情報や財務情報を情報利用者に対して提供するものである。

こうした新規の会計情報の追加的提供によって、その利用者はなんらかの便益をえることが期待される。これにより2倍の情報量がえられるわけではないが、それでも、これら2つの会計情報に加えて、その差異分析によりえられる情報をも考慮すると、有益な会計情報を入手できる機会にめぐまれる可能性がある。しかしこのような非制度的な情報提供を手放しで歓迎できるかどうかは疑問である。

こうした「自由な」情報提供に起因する損害あるいは責任をだれがどのように負担するかが問題になる。ここで単純に自己責任を主張することもできよう。しかし、古典的な意味での会計情報操作とは異なる形式での情報操作にかんしてそのような主張を展開できるかについては疑問がある。本稿では、このような問題意識に立脚した議論を展開する。

I 経常性と異常性の狭間

I・1 プロフォーマ会計の定義

I・1・1 従来型の定義

プロフォーマ会計またはそれに類した会計方式は、なにも最近に生じたものではない。SEC (Securities and Exchange Commission : 米国証券取引委員会) においては、従来から、企業結合などの取引の際に、当該取引が当期以前に完結したと仮定した場合に、過去の財務諸表に与える

1) 本稿においては、その[参考資料]を含めて、プロフォーマ会計情報、プロフォーマ財務情報、プロフォーマ情報そしてプロフォーマ利益という用語を互換的に用いているが、その実質的な内容は同一のものである。

影響を示すことによって、特定取引の継続的な影響についての情報を投資者に提供することが意図されていた²⁾。またこのタイプの情報は、SECに登録している会社についての将来の見通しを分析するうえで投資者を支援し、また当該取引によって生じた登録会社の過去の財政状態と経営成績の変動可能性の範囲を示すことにも貢献するという³⁾。

こうした会計情報をプロフォーマ会計のカテゴリーに含めることが適切か否かについて断定できないが、一部の論者はそのような解釈を立脚している。これらの論者によれば、プロフォーマ利益は元来がこのような枠組みに基づいて開示される利益のことを意味していたとされる⁴⁾。

I・1・2 最近における定義

上記I・1・1のような歴史的経緯を経ながら、最近においてプロフォーマ利益といった場合には、「自発的開示による利益一般」⁵⁾を指すものとされる。このような定義から、最近のプレスリリースにおけるディスクロージャーも、このカテゴリーに含められるものと考えられる。[参考資料2]の(1)と(2)に示したように、アニュアルレポートにおいて、制度会計上の損益計算書と「併記」されるものもプロフォーマ会計情報に該当すると考えられる。本稿においては、このような定義に立脚した議論を展開する。

I・2 正常性と異常性

I・2・1 定量的と定性的

正常と異常の境界は微妙かつ曖昧である。これを絶対的に確定することは非常に困難である。この境界は、相対的な存在であるとともに環境依存的である。このような議論を抽象的なレベルで考察することには限界がある。そこで本稿では、抽象的、一般的な議論を展開し、その後、プロフォーマ会計にかかる個別具体的な問題を検討する。

2) SEC Regulation S-X, Rule 11-01 and Rule 11-02.

3) SEC Regulation S-X, Rule 11-02.

4) 中條祐介「プロフォーマ利益の開示とその課題」『会計』2002年9月、26-37頁。

古市峰子「非会計情報の開示の意義と開示規制のあり方」『金融研究』(日本銀行金融研究所)2003年3月、41-75頁。

5) 古市、同上論文、48頁の脚注24。

会計現象にかぎらず、世の中における正常と異常とは、単純化すれば、多数決的な原理によって決せられていることがある。すなわち、ある業界や世間等において大半を占める意見や行動が正常とみなされ、そうでないマノリティーは異常とされることが多い。

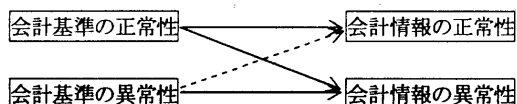
会計現象における正常性と異常性を考察するに際しては、上記のような定量的側面に加えて、定性的側面も重要な要因となる。この定性的側面とは、換言すれば「反復性」ということである。たとえ多数派ではなくとも、特定の経済主体において継続的に実行されており、それを経済社会が容認しているようであれば、そのような会計現象あるいは会計手続きには正常性があると考えられる。財務会計あるいは企業会計において、一般にいう正常性が「経常性」という用語に置き換えられるのは、こうした特性を反映してのことと思われる。

ここで重要な概念は「異議申立て」である。特定の経済主体であれ、経済社会においてであれ、経営者、公認会計士または規制機関等による異議申立てが一定期間なければ、それは実質的に容認されたものと考えられる。沈黙は容認を意味する。

I・2・2 会計基準と会計情報

会計基準における正常性（経常性）または異常性は、会計情報におけるそれとほぼ同義である。元来、会計基準自体が正常でなければ、そこから産出される会計情報が正常であるはずがない。しかしまた、会計基準がなんらかの判断基準から正常であるとしても、そこから産出される会計情報の正常性を保証するものではない——こうした事態が惹起するのは、経営者による会計情報の操作にその一因がある——。もっとも、異常な会計基準から正常な会計情報が産出されることは、まずありえない。こうした関係を図式化すると図表のようになる。

図表 会計基準と会計情報における正常性と異常性



I・2・3 境界の曖昧性

(1) 企業実態・会計実態の多様性

会計情報作成者たる企業の実態やその環境はじつに多様性に富んでいる。また企業が置かれた経

済的環境は絶えず変化し、企業はそれに応じて適時適切な対応をとる必要に直面している。こうした企業特性そして会計特性のために、たとえある時点や状況では正常な会計情報であったとしても、異なる時点や状況では異常なものに変質する可能性がある。

これは企業経営者に「悪意」がない場合のことであるが、こうした状況下において「悪意」が加わった場合には、このような異常性がさらに加速することになる。

(2) 経理自由の原則⁶⁾

周知のように、現行の会計システムあるいは会計基準においては、特定の会計事象に対して複数の会計基準を制度的に容認していることが多い。そのような状況において、どの会計基準を選択適用するかの一義的な決定権は当該企業の経営者が有しており、そうすると、そこにおいては正常性と異常性の境界が曖昧にならざるをえない。

また企業経営者に「悪意」がなくとも、企業実態を正確に知らないことから、産出される会計情報に異常性が混入するという事態が惹起する蓋然性がある。

I・3 異常性排除の意義と手法

I・3・1 形式と実質の乖離

何事によらず、形式と実質が乖離する現象はある程度必然的である。問題なのは、その乖離幅とそれを利害関係者がどの程度容認するかである。ここで重要なことは、こうした乖離を補正するシステムが整備されているかどうかである。またたとえそのような補正がなされなくとも、そうした実態を利害関係者が適正に理解しているかどうかも肝要である。

従来、財務会計においては、期間損益表示面でのこのような乖離を排除するために、たとえばわが国の制度会計では、売上総利益、営業利益、経常利益などの区分したうえで計算、表示してきたとも考えられる。わが国——そして多くの国にお

6) 経理自由の原則の基本的な考え方は、一般に認められた会計原則を設定し、そこに含まれている原則や手続きから、企業の諸事情に照らしてもっとも妥当と判断されるものを企業に自由に選択せしめ、これを継続適用せしめるとともに、企業会計の真实性を確保し、財務諸表の有用性や比較可能性を保持できるというものである。若杉 明『企業会計の論理』国元書房、1981年、78頁。

いても同様または類似の状況であろうが——における制度会計では、本来的な意味における形式と実質の乖離を是正するために、かような区分損益計算書が考案されたのではなかろう。

しかしある意味での「異常性」を排除するために、区分損益計算書が考案されたと考えることもできる。たとえば、金融収益や金融費用を営業収益と区別することにより、本業での損益を適正に計算、表示することが可能になる。ここでは本業での損益に対して「正常性」を認めていると考えられる。

IIで検討する EBITDA に近い利益概念は既存の区分式損益計算書においても、これを熟読すれば、そこから読解可能である。わが国現行制度上の区分式損益計算書は、形式と実質の乖離を解消するためというよりも、正常性あるいは経常性と異常性とを区別した表示を念頭に置いたものであるかもしれない。

I・3・2 実質利益の定義・本質

プロフォーマ利益を実質利益と訳出するむきもある⁷⁾が、本来、実質利益とはなにを意味するのだろうか。ここで重要なのは、これを判断する経済主体の立場や観点による相違である。

7) GAAP 利益と実質利益 (pro forma net income) との関係およびその位置づけにかんしてつぎのような主張もある。

米国において企業の公表する2つの利益、GAAP 利益と実質利益 (pro forma net income) に対する不信が高まっている。GAAP 利益は GAAP (一般に公正妥当と認められる会計原則) に基づいて計算され、外部監査を経て公表されるものであり、従来企業はこの GAAP 利益を決算発表してきた。一方、実質利益は GAAP に基づかず各社独自の判断で発表される。アメリカ市場では多くの企業が GAAP 利益に加えてリストラ損失などの一時的な費用を除いた独自の実質利益を決算発表しており、1990年代からこの動きがとくにさかんになった。

実質ベースの利益は元来、企業が買収や新規事業への進出をおこなった際に被買収会社の経営成績や新規事業の影響を排除した業績水準として発表され、企業業績の時系列での比較を可能にするものとして投資者に対して有益な情報を提供してきた。アナリストも GAAP ベースの利益にかえてリストラ損失などの一時的な影響を排除した実質利益を会社の業績の判断材料として利用するようになった。ところが、次第にウォール街の利益予測を満たすために企業側で都合のよい数値に作り変えられ、GAAP ベースの利益との乖離は加速度的にひろがり投資家を混乱させているとの批判をまねいている。

岡崎文一 (経営戦略グループ), 三菱総合研究所・経営戦略プレミアム第11号 (2002年8月7日), (<http://fsd.mri.co.jp/mgs-mag/magazine/mailmaga/11-20/m0011.html> #22), 2003年9月16日現在。

(1) 会計情報作成者としての経営者

会計情報作成者たる経営者が利己的かつ短期的な観点から「実質利益」を捉えた場合、可能なかぎり高い利益額を計上する事態が想定される。これは原則的に万国共通の特性であるが、経営者報酬制度が充実している米国においてはこの傾向、およびそのためにおこなわれる会計行動が顕著である。経営者報酬制度には、ボーナスとして給付されるもの以外に、最近では、たとえばストック・オプションなどが重要な役割を果たすようになっている。

こうした動機から生じる会計現象に粉飾決算等の会計情報の操作があるが、プロフォーマ利益あるいはプロフォーマ会計情報は、このような金銭的な動機に起因するものではない。なぜなら、通常、経営者報酬制度による報酬の算定根拠は、一般に公正妥当と求められた会計原則 (GAAP: Generally Accepted Accounting Principles) による利益額によっており、プロフォーマ利益によることはないからである。この意味からすると、プロフォーマ利益が登場、活用されるのは、直接的には、金銭的な動機によるものではないと考えられる。

もともと、経営者報酬制度に直結しなくとも、経営者の地位の継続は、そうでない場合と比較して、経営者としての収入を増加させること繋がる。これに起因してプロフォーマ利益が採用されるとしたら、それは経営者の金銭的な動機からなされたことになる。

またつぎの(2)にも関係する事柄であるが、株価や金利が GAAP 利益ではなく、プロフォーマ利益に反応するようだと (I・4を参照のこと)、株価上昇に起因する利益を経営者が享受する可能性がある。または、経営者報酬制度にプロフォーマ利益を取り込む契約に変更することによって、経営者がその利益を享受することも可能である。

(2) 会計情報利用者としての投資者

会計情報利用者たる投資者は一般的に、自己の利益を極大化するためにその投資先および投資時期等を決定しているはずである。株主の利益とは基本的に、インカムゲインたる配当とキャピタルゲインたる値上り益によって構成される。利己的かつ短期的な観点から行動する株主であれば、その理由や事情がなんであれ、こうした利益が多け

ればそれでよいと考えるであろう。

極論すれば、プロフォーマ利益が企業実態を適正に表示したものでなかろうとも、株価上昇による値上り益等を確保できれば、それでよいと考える投資者もいよう。そうした投資者は、プロフォーマ利益などによって他の投資者や市場が騙されようとも、自己の利益が確保されればそれで満足であろう。

詳細はIV・2において検討するが、同一企業、同一期間にかんして2つの会計情報が示された場合、多くの投資者はより楽観的な情報を信用・信頼する蓋然性がある。一般に人間はそうした傾向を有するであろうし、またとくに投資者にかんしては、その本質的特性がリスクテイカーであるのでこうした傾向が顕著と思われる。

証券市場が全体的に、プロフォーマ利益を評価し、株価もそれに反応するようだと、やや逆説的であるが、それ自体が「実質利益」を構成するようになるとも考えられる。プロフォーマ利益を実質利益と訳出する論者はこのような考え方に立脚しているのかもしれない。

I・4 実証研究の概要と意義

本稿では、プロフォーマ利益にかんする実証研究の一部を紹介し、その意義を簡略に検討する。

プロフォーマ利益にかんする見解あるいは位置づけとしてつぎのようなものがある。それは、とくにハイテク産業のように研究開発支出の多寡が競争力の源泉となっているような場合、それを支出時に費用処理された利益は、将来の企業業績の先行指標としての有用性に乏しく、これに代替する指標としてプロフォーマ利益が注目されたとする見解である⁸⁾。以下にかかげる実証研究の多くも、こうした問題意識に立脚していると考えられる。

I・4・1 Lougee and Marquadt の研究成果

(1) 研究成果の概要

Lougee and Marquadt は、1997年から1999年の間にプロフォーマ利益をプレスリリースした企業249社をサンプルとして、プロフォーマ利益を公表する企業の特徴（インセンティブ）について分析した結果として、企業利益と株式リターンと

8) 古市, 前掲論文, 48頁。

の相関が低い企業、ハイテク企業、成長企業（売上高の伸び率が高い企業）、利益変動性が高い企業、および前期の同四半期よりも当期の同四半期における利益が少ない企業ほど、プロフォーマ利益を開示する傾向があるとの結論をえている。またこの研究では、平均的に、プロフォーマ利益が会計利益にくらべて優位的な情報内容や追加的な情報内容を有しているという分析結果はえられなかったが、企業利益と株式リターンとの相関が低く、かつ前期の同四半期における利益よりも当期の同四半期における利益が大きい場合には、プロフォーマ利益には、将来業績や株式リターンを予想するうえで有用な情報内容が認められるという実証結果をえている⁹⁾。

(2) 研究成果の意義

この実証研究は、プロフォーマ利益を開示する傾向がある企業種類が示され、かつ特定の状況下においては、将来業績や株式リターンを予想するうえでプロフォーマ利益に有用な情報内容が認められることを示している。こうしたことから、プロフォーマ利益には、一定の留保条件がつくとはいえず、予測価値があることになり、それは会計情報利用者の意思決定に貢献するはずである。

しかし、プロフォーマ利益が常時このような予測価値等を有さないことは、それを十分に知悉していない情報利用者が安易にプロフォーマ利益を利用することの危険性を示唆するものでもある。万能の情報システムは存在しない。

I・4・2 Bradshaw and Sloan の研究成果

(1) 研究成果の概要

Bradshaw and Sloan は、1985年から1997年における98,647社をサンプルにして、プロフォーマ利益の代理変数としてアナリストにより定義されたEPS(廃止事業や特別項目等を除外した値)と株価との関連性を分析し、EPSのほうが会計利益よりも株価との関連性が高いとの結論をえている¹⁰⁾。

9) Lougee, Barbara A., and Carol A. Marquadt, "Earnings Quality and Strategic Disclosure: An Empirical Examination of 'Pro Forma' Earnings", Working Paper, University of California, August, 2002. 古市, 同上論文, 48頁を参照。

10) Bradshaw, Mark T., and Richard G. Sloan, "GAAP versus The Street: An Empirical Assessment of Two Alternative Definitions of Earnings", *Journal of Accounting Research*, 2002, pp.41-66. 古市, 同上論文, 48頁を参照。

(2) 研究成果の意義

この実証研究はプロフォーマ利益それ自体を研究対象にしたものではない。ただし、このEPSはアナリストにより作成されたという特徴があっても、その本質的特性はプロフォーマ利益に近似していると考えられる。そのように理解すると、プロフォーマ利益も株価との相関が高いと考えられるので、これを利用した投資意思決定のほうが、平均的に、高いリターンをえられる可能性があることになる。

またこうした傾向が喧伝されると、投資者はよりプロフォーマ利益に着目した投資決定をおこなうことになり、それによりこの傾向に拍車がかかるかもしれない。これは一種のアナウンス効果である。

I・4・3 Johnson and Schwartz Jr. の研究成果

(1) 研究成果の概要

Johnson and Schwartz Jr. は、2000年第2四半期の業績について、2000年6月1日から8月31日の間にプレスリリースされた433社のプロフォーマ利益を調査対象とし、平均値、中央値ともに、プロフォーマ利益のほうが、会計利益、特別損益を除外した会計利益、そしてZacks投資リサーチが算出した「実質利益」のいずれよりも多めの利益を報告しているとの結果をえている。またこの研究では、プロフォーマ利益の公表日において、プロフォーマ利益が株価形成における追加的な情報価値を有することを示す証拠はえられていなく、平均的には、投資者はプロフォーマ利益によって誤導されたとする見解は支持できなかったとしている¹¹⁾。

(2) 研究成果の意義

この研究成果では、四半期ベースでのプロフォーマ利益について、制度会計および投資サービス会社が提供した会計的情報よりも、平均的に高い金額を計上していることが確認されている。これはその定義上当然の事柄を確認したものにすぎない。

この研究において重要なのは、投資者がプロフォーマ利益によって誤導されたとする見解は支持できないとの結論をえている点である。しかし

これによって、単純にプロフォーマ利益に誤導リスクが存在しないとするのは早計であろう。今後、こうしたリスクについての実証研究が必要であるとともに、理論面からも、これについての考察が必要である。

II. EBITDA の意義と特性

II・1 EBITDA の定義

近時の米国企業の経営者が想定する「正常な」企業利益を示す概念にEBITDA (Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization) がある。これは文字どおり、支払金利、税金そして減価償却費等を控除する前の利益額を意味する。これによれば、通常の利益額よりも高額な利益額が算定・開示されることになる。ここで肝要なことは、SEC等が定めるGAAPに準拠した企業利益から、こうした項目を控除することが、なにゆえに「異常性」を排除するという主張に繋がるのかという点である。

結局、「正常な」企業利益としてどのようなものが想定とされているかが重要になる。このことは換言すれば、正常性または経常性と異常性の境界画定にかかる問題である。この境界は狭隘であり、また場合によれば、それらは重複しているかもしれない。

II・2 EBITDA の内容

一般にプロフォーマ利益といった場合には、それはEBITDAによるものと考えられていることが多い([参考資料3]の質問5ほかを参照のこと)。会計的に問題になるのは、GAAP利益から、支払金利、税金そして減価償却費の3項目を控除して表示することの意味である。また念のために確認しておく、プロフォーマ利益つまりEBITDAを開示しようとも、GAAPによる会計情報も同時に開示されているのである。

II・2・1 支払金利

企業が金融機関等から借り入れた場合に支払う金利は代表的な金融費用であり、たとえばわが国においては、通常、営業損益から控除され、経常損益に反映されることになる。会計的な常識にしたがえば、企業経営を遂行していくうえで必要不可欠な金融費用を営業損益から控除することは、「正常な」企業利益を計算、表示するために重要

11) Johnson, W. Bruce, and William C. Schwartz Jr., "Are Investors Misled by 'Pro Forma' Earnings?", Working Paper, University of Iowa, December, 2001. 古市, 同上論文, 49頁を参照。

な会計の手続きである。

プロフォーマ会計を積極的に採用している企業にはそれに特有の特性がある。それはIT (Information Technology) 関連企業の特性である。これらの業種に属する企業は熾烈な競走に晒されており、よってその企業業績の変動が大きい傾向にある。たとえばハード面においては、CPU (Central Processing Unit)、ハードディスク、メモリーなどのパーツ類、およびそれを組み立てた情報機器、そしてソフト面においては、OS (Operating System) やアプリケーションなどの製品が、実質的に「市況商品」またはそれに近い価格体系を有しているという特性がある。さらに、技術進歩が激しく、そのための開発コストや設備投資も巨額になる傾向が他の業種よりも顕著である。

こうした企業特性に起因して、IT 関連企業は必然的に設備投資のために巨額の資金調達をおこなう必要がある。新株発行には一定の限界があるので、金融機関等からの借入れおよび社債等の発行による資金調達を活発におこなわざるをえない。このような状況下では、これら企業の支払金利の金額も巨額なものになる。しかし、こうした金額が巨額であるということが、即、その異常性を証明することにはならない。もっとも、財務会計上の経常性は質的な側面に限定されず、量的な側面をも含意しているとも考えられるので、こうした巨額の借入金によって発生する支払金利には「異常性」があると解釈できなくともない。

こうした解釈に立脚するならば、巨額の設備投資資金の借入れにかかる支払金利に限定した控除に一定の合理性を認めることもできよう。しかしまた、こうした会計処理を制度会計上容認すると、合理的な期間損益の算定という財務会計の本源的な役割が蔑ろにされる懸念もある。

II・2・2 税金

ここでいう税金とは、わが国でいう法人税に該当すると考えられる。GAAP 利益から税金を控除した利益にどのような意味があるのだろうか。もちろん、プロフォーマ利益が期間損益や配当可能利益に直接的に影響することはない。しかしまた、会計情報利用者あるいは証券市場等がプロフォーマ利益に注目している状況下において、税金を控除すると、それだけ利益額が上昇するので、

それによって会計情報利用者が誤導されるおそれがある。

また納税額にいかなる変動があるかわからないが、法的な納税義務という点において「経常性」があり、この意味において税金を排除した利益額の開示には疑問がある。たとえ税制等の変更により納税額が大幅に変動する事態が惹起しようとも、それをもって「異常性」を認識することは、国家における税制から不合理な会計処理といわざるをえない。

さらに、税金を控除したプロフォーマ利益には、キャッシュフロー情報としての情報価値がほとんどないと考えられる。会計情報に期待されるものにキャッシュフロー情報があるが、税金を控除することはこのようなニーズに背いている。

考えてみれば、EBITDA はキャッシュフロー情報を無視または軽視したところから発しているのかもしれない。[参考資料 2] の(6)にあるように、一定のキャッシュフロー情報を念頭に置いていないわけではないが、それは原則的に1株当りの情報であり、グロスのキャッシュフロー情報を想定したものではない。

II・2・3 減価償却費

EBITDA において GAAP 利益から控除される3項目のうち、会計上もっとも問題になるのが減価償却費であろう。合理的な期間損益算定のためには有形固定資産に対する減価償却計算は必要不可欠である。この観点のみからすれば、EBITDA は致命的な欠陥を内包した会計情報ともいえるし、また EBITDA は合理的な期間損益算定とはべつの機能を有する会計システムということもできよう。

上記 II・2・1 でも述べたように、EBITDA あるいはプロフォーマ利益を多用する企業は IT 関連に多く、それら企業では巨額の設備投資がなされている。したがって、そこでは当然、巨額の減価償却費が計上されることになる。ここにおいても、II・2・2 で展開したのと同様に、「巨額の減価償却費の計上」についての経常性と異常性の認識が重要になる。

II・3 EBITDA の欠陥と課題

II・3・1 EBITDA の欠陥

EBITDA には良いところもあり、また悪いと

ころもあり、さらには醜いところもある¹²⁾。ある論者によると、EBITDAでは、会計方法の多様性、運転資本に必要な資金、負債返済および他の固定支出、そして金融費用の4点が無視されていることに問題があるという¹³⁾。

またべつの見解によると、EBITDAの致命的な欠陥としてつぎの10点があげられている¹⁴⁾。

- ① EBITDAは稼働資本の変動を無視し、また稼働資本成長期におけるキャッシュフローを過大表示する。
 - ② EBITDAは流動性（キャッシュへの迅速な対応）の測定を誤導する。
 - ③ EBITDAは必要な再投資額を考慮していない。これはとくにケーブル施設のような、その耐用年数が短い資産を保有するような会社において顕著である。
 - ④ EBITDAは利益の質についてなんら表示していない。
 - ⑤ EBITDAは企業買収変数にかんしての単独の測定値としては不十分である。
 - ⑥ EBITDAは、すべての収益がキャッシュに変換されるわけではないような、異なる会計政策に起因するキャッシュフローの質の識別を無視している。
 - ⑦ EBITDAは国境を越えた会計慣習（accounting conventions）についての共通尺度（common denominator）たりえない。
 - ⑧ EBITDAが契約書において用いられたときには限定的な保護しか提供されない。
 - ⑨ EBITDAは現実世界から逸脱している。
 - ⑩ EBITDAは多くの産業にみられる独自の特性を無視しているので産業分析には不向きである。
- これら10点の欠陥は、EBITDAそしてプロフォーマ情報の会計的特性を的確に指摘したものである。

12) Rick Wayman, *EBITDA: The Good, The Bad, and The Ugly*, <http://www.investopedia.com/articles/analyst/020602.asp>, 2003年12月14日現在。

13) Richard McCaffrey, *The Limits of EBITDA*, <http://www.investopedia.com/offsite.asp?URL=http://www.fool.com/news/indepth/telecom/content/ebitdalimits.htm>, 2003年12月14日現在。

14) Sharon McDonnell, *EBITDA*, <http://www.investopedia.com/offsite.asp?URL=http://www.computerworld.com/managementtopics/management/itspending/story/0,10801,55895,00.html>, 2003年12月14日現在。

II・3・2 EBITDAの特性

(1) EBITDA特性の認識

EBITDAが内包する欠陥を改善するために、EBITDAを改良するという方策を採用することも考えられるが、しかし本来、制度会計でないEBITDAを統一かつ制度的に改良することは、定義上不可能である。また会計情報利用者もそうした方策を期待しているかどうか不明である。

現実的な方策は、EBITDAそれ自体を改善するのではなく、その利用者そして意思決定者に対して、EBITDAのこうした欠陥や限界などの特性を十分に理解したうえでの利用をこころがけてもらうしかない。

EBITDAを強制的に改善させようとする、新たなEBITDAが登場するだけであり、改善策としての実効性に疑問があるし、また新たなEBITDAの登場によって会計情報利用者はさらに混乱する懸念がある。

(2) EBITDAの副次的効果

EBITDAやプロフォーマ会計には思いがけない副次的な効果が期待できるかもしれない。それは、このような自発的かつ任意的な会計情報の開示によって、会計情報作成者による制度会計上の意図的な情報操作が抑制される可能性である。こうした効果は間接的であり、また短期的な存在でしかないかもしれないが、それでも、会計情報作成者は情報操作をなすインセンティブの一部を相対的に喪失するであろう。

そのように考えると、EBITDAやプロフォーマ会計には、企業経営者にとって会計的に、一種の「息抜き」のような作用をもたらしている蓋然性がある。こうした作用により、制度会計における情報操作が抑制されるとしたら、それこそ怪我の功名であるかもしれない。

III 四半期報告書の功罪

プロフォーマ会計が登場した会計上の根本原因は、おそらくつぎの2点に集約できると考えられる。それは四半期報告書の登場と自発的・任意的な開示である。前者については本節において検討し、後者については次節(IV)において検討する。これらはいずれも、本来的には、好ましい会計制度であるが、その実態的な運用面において、好ましくない効果をもたらす事態が惹起した。

III・1 四半期報告書の制度化と修正

四半期報告書の制度化によって季節的な変動や景気上の変動にかかる影響を大きく受ける業界・業種・会社には、そうした影響を緩和あるいは「修正」した利益額を公表しようとする動機がある。好意的に解釈すれば、「実質利益」を会計情報利用者に提示することが当初の意図であったかもしれない。しかしそのような「修正」が過度に実施され、またそれは報告会社にとってなんらかの点で好都合なものになりがちなこと事実である。

このような「修正」を施した「実質利益」を積極的に公表している業種はIT関連企業に多い。こうした事実は、これら業種が数ヶ月単位での売上高の乱高下や利益率等の大きな変動に直面する可能性が高いことに起因していると考えられる。「実質利益」はこうした不確定な変動の影響を除去したものかもしれないが、これは結果的に会計情報利用者を欺く懸念がある。

四半期報告書は会計理論あるいは会計制度上は、会計情報利用者に対してタイムリーな会計情報を提供するものであるが、同時にその変動に惑わされるおそれもある。かような意味において、四半期報告書は功罪相半ばしている。

III・2 超短期的成果の追求

III・2・1 タイムリーな会計情報

(1) 会計情報の適時性

会計情報に要求される重要な質的特性のひとつに適時性¹⁵⁾がある。会計情報にかぎらず、情報はそれが必要とされているときに、その利用者に伝達されているのでなければ無意味である。適時性を追求した結果のひとつとして、財務会計上では、半期報告書や四半期報告書が制度化され、またプレスリリースなどが充実してきたのである。

投資者をはじめとする会計情報利用者は、自己の利益の極大化を念頭に置いた意思決定をおこなっ

ている。企業そしてその株価は、企業業績や変動する経済的環境に反応するはずなので、投資者は最新の会計情報を欲することになる。こうした欲求が原動力になり、四半期報告書などの会計制度が充実してきた。

会計情報利用者の欲求には限度がない。要するに、会計情報の適時性にかんして——適時性にかぎらないが——「わがまま」なのである。極端な議論をすれば、制度会計上、四半期報告書のつぎには、六半期報告書（このような用語が存在するのかどうかかわからないが）そして月次報告書などが要求されるかもしれない。しかし監査コストをはじめ、会計情報の作成と開示のコスト上の制約から、現在のところ、そうした方向には進展していない。このような会計コスト上の制約を打破するもののひとつにプレスリリースがある。

(2) プレスリリース

プレスリリースとは、官庁・企業・団体などが広報のために報道関係者に向けておこなう発表やそのために配布する印刷物を意味する。同義語としてニュースリリースがある¹⁶⁾。プレスリリースは会計情報等の適時性を追求した成果物のひとつである。

[参考資料1-1]と[参考資料3]の(5)にも示されているように、パフォーマンス情報はプレスリリースと密接に関係している。アニュアルレポート等に掲載される以前に、プレスリリースには、その呼称のいかんを問わず、パフォーマンス情報あるいはそれに類する情報が「自由に」掲載されてきた。プレスリリースは監査を受ける必要はない。またそれこそ適時に公表できるというメリットがある。ただしここでいう「適時」とは、おもに会計情報作成者としての企業にとってのそれである。

おそらく当初は、アニュアルレポートとはべつに公表されていた「プレスリリース上のパフォーマンス情報」が、ある時点からアニュアルレポートにも掲載され、GAAP基準による会計情報と「併記」されるようになった。このような2本立ての会計情報は、一般的なレベルでいうと、会計制度の充実といえよう。しかしそこには、V・2において考察するような誤導リスクが存在しているのである。

15) 米国の財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) が1980年5月に公表した財務会計概念報告書第2号 (Financial Accounting Concept Statement No.2) 「会計情報の質的特性 (Qualitative Characteristics of Accounting Information)」によると、適時性 (timeliness) とは「情報が意思決定に与える影響力を失う前に、意思決定者にとって役に立つ情報を入手すること」(p.xvi) と定義している。

16) 三省堂『大辞林 第二版』。

III・2・2 景気的変動と季節的変動

どのような経済システムを採用していようとも、景気的変動と季節的変動は付き纏うものである。このような変動は必然的に企業業績に変化をもたらす。会計情報はこうした企業業績の変化を適時適切に表示することをその役割としている。こうしたマクロ的な要因による変動によって会計情報が変化するのは必然である。

しかしまた、企業経営者がこのような制御不能な要因を排除したくなる心境にあることも容易に想像できる。プロフォーマ会計はこうした経営者の心情から発露したものと考えられる。だからといって、過度なプロフォーマ会計あるいは制度会計情報と推定されるようなプロフォーマ会計が経済社会的に容認されるわけではない。

I・3・2において述べたように、IT関連企業のような業種・業態においては、その特性上、景気的変動と季節的変動をとくに受けやすい傾向にある。このような特性をどこまで勘案し、それを会計情報にどこまで反映させるのが適正なのかが問題になる。

またいかに理想的な会計システムであろうとも、企業経営者がそれを「受容」しないかぎり、プロフォーマ会計あるいはクリエイティブ・アカウンティング¹⁷⁾の発生を抑制することは不可能である。なにも会計情報作成者たる経営者に阿る必要はないが、その意向そして業界特性を無視した会計基準の設定と適用は、結果的に、会計情報利用者の利益に繋がらない。

III・3 GAAP 情報とプロフォーマ情報の相違

III・3・1 差異分析

【参考資料2】の(1)と(2)に示すように、テキサス・インスツルメント社の2002年アニュアルレポートによると、2002年については、GAAP 損益計算書では純損失が34,400万ドルであるのに対して、プロフォーマ損益計算書では純利益38,700万ドルが計上されている。また税引前損益も、GAAP では34,600万ドルの損失であるが、これがプロ

フォーマでは42,600万ドルの利益になっている。これにもなると、普通株1株当りの損益も相当に異なっている。このような「差異」が生じた原因を分析あるいは説明しているのが、同じ参考資料の(3)と(4)である。

この(1)と(2)によると、GAAP 損益計算書とプロフォーマ損益計算書のもっとも大きな相違点は、売上費用、研究・開発費および販売費・一般管理費などである。これは、プロフォーマ情報の一形態である EBITDA が、支払金利、税金そして減価償却費等を控除する前の利益額を意味していたことからの当然の結果である。その差が営業損益において表出している。(2)の脚注(**)によると、「プロフォーマによる追加的な利益情報は、連結営業報告書から作成され、それは、米国の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠しており、そのなかには、買収関連費用の償却、途上にある研究開発費用の購入費、特別損益、および法人税調整分などは含んでいない。これらの金額の影響は、その利益配分と法人税効果によって、部分的に適切に相殺される」とのことである。

この脚注表記においてとくに問題になるのは、買収関連費用の償却と途上にある研究開発費用の購入費である。こうした項目が重要になるのは、テキサス・インスツルメント社という IT 関連企業に特有の問題ともいえる。同じ参考資料の(3)によると、同社の2002年における研究開発費にかんするプロフォーマ会計数値は GAAP によるそれよりも5,200万ドルほど少なく、また同じく販売費・一般管理費は3,900万ドル少なく計上されている。また同参考資料の(4)によれば、同社の2002年における買収関連費用償却は合計で11,500万ドルにのぼり、またリストラクチャリング費用も合計で3,400万ドルになる。さらに驚くべきことに、ミクロン社に対する投資の引下げとして63,800万ドルもの巨額な金額が控除されている。

同参考資料の(4)によれば、2002年においてテキサス・インスツルメント社が GAAP 損益情報からプロフォーマ損益情報を作成するために控除した総額 (加算した金額と相殺した残高として) は73,100万ドルにもなる。このうちとくに巨額な買収関連費用償却とミクロン社に対する投資の引下げの会計の本質は原理的に同一である。これ

17) クリエイティブ・アカウンティングについてはつぎの文献を参照のこと。

星野一郎「クリエイティブ・アカウンティングの合理性と社会性——その存在意義と実態的背景に着目して——」『経理研究』(中央大学経理研究所) 第47号、250-273頁、2004年3月。

らは過去の投資・買収政策の失敗を清算するための費用である。

III・3・2 投資・買収政策の失敗

IT 関連企業にかぎらず、現在の大企業は、大きなリスクをとまなう巨額の投資活動を展開せざるをえない。これは経済社会の急速な進展と科学技術の急速な進展に起因する必然的な帰結である。買収関連費用償却は、過去におこなわれた買収費用を「繰延経理」しているのと同様な会計的効果を発揮しているし、またミクロン社に対する投資の引下げは、実質的に、時価会計の回避である——正確にいうと、GAAP 上では時価会計の適用を回避しているわけではなく、プロフォーマ損益情報において時価会計適用による評価損を控除していないので、プロフォーマ損益情報のみしか利用しない会計情報利用者からすれば、この件にかんするかぎり、時価会計が適用されていない会計情報を利用していることになる——。

このような過去の投資・買収政策の失敗を隠匿するために、これに関連する費用やその償却額が GAAP 損益情報から控除されていると考えられる。こうした一種の会計政策¹⁸⁾は、たとえば GAAP 損益情報が適正に示され、かつそれとの相違点等が明記されているとはいえ、会計情報利用者を混乱させるとの誇りを免れない。

IV 自発的な開示の功罪

IV・1 自発性と任意性の特性

会計情報作成者は法律等によってその公開が強制されている会計情報に加えて、追加的な会計情報や財務情報を自主的あるいは任意的に公開することを妨げられることはない。会計情報利用者に会計知識があり、かつその分析手法を知悉していれば、このような自発的な開示情報には有用性があり、経済的資源の効率的配分に貢献する蓋然性があると期待される。

しかしかたに自発的であるからといって、会計情報（財務情報等）の事実描写性が歪曲されているようだと、会計システムおよび企業情報開示制度に対する信頼感を毀損してしまう。だからといって、こうした自発的、非制度的な開示システムを

規制することは、その定義からしても、またその起源からしても、おおいな矛盾を孕んだものである。このようなシステムを規制すれば、それは非自発的かつ制度的なシステムになってしまうからである。

こうした矛盾は悪循環を形成する可能性がある。会計情報作成者たる企業が「善意」から、さらなる自発的な開示をなすかもしれない。その場合、まさに「いたちごっこ」的な場面が出現することになる。非規制的な会計情報と規制上の会計情報をめぐる一種の葛藤という状況が惹起する可能性があるという意味において、自発的な開示には功罪両面の要素が存在する。

IV・2 任意性と裁量性の関係

IV・2・1 プレスリリース

(1) 制度性と非制度性

[参考資料1-1]と[参考資料1-2]において言及されているように、企業等によるプレスリリースは、その内容と形式についての十分な説明もされないままに、企業等によって自由に公表されている。その公表の時期や頻度についても自由である。このようなプレスリリースにおける任意性と裁量性は、制度会計に付き纏いがちな「硬直性」を是正し、さらに会計（的）情報に適時性を付与する可能性もある。これは非制度的な情報開示システムの長所である。

けれども、プレスリリースにおいて公表される会計情報には監査がなされておらず、また同業他社との比較可能性が確保されているとはいいがたいという短所がある。

クリエイティブ・アカウンティングといおうと、またべつの呼称であろうと、会計情報作成者たる企業経営者は自己の任意性と裁量性を可能なかぎり発揮しようとする傾向がある。プレスリリースにおけるこのようなプロフォーマ情報の開示は、こうした傾向に拍車をかけ、経営者に対してさらなる任意性と裁量権を付与するものである。

会計制度や情報開示制度などの制度的なシステムと、それを「補完」するものとしての非制度的なシステムとの関係は微妙である。制度性の不備を補う手段は2つに大別できる。第1の手段は、現行制度の不備を修正した新たな制度を構築・運用することである。制度構築システムにも依存す

18) 会計政策にかんしては、たとえば、星野一郎『会計政策の法則——会計行動の特性と背景——』同文館、1999年を参照のこと。

るが、このような手段によると、適時適切な制度改訂が困難であり、またそのためのコストが高くなる可能性がある。

これに対して第2の手段は、プレスリリースあるいはプロフォーマ情報のように、制度的なシステムに依存せず、有益な自発的情報提供システムを構築することである。この手段によれば、情報システム等の作成にかかるコストは削減できるが、それに反比例または逆相関して、当該情報利用者が実態を誤解することにかかるコストが高騰する懸念がある。SECもこのようなリスクに対して警告を発している（[参考資料1-2]を参照のこと）。

(2) 善意と悪意

ここでいう善意と悪意は、原則的に企業経営者のそれである。また本稿においては会計情報の作成と公表に限定した議論を展開する。

プレスリリースにしても、またプロフォーマ情報にしても、少なくとも当初は、会計情報作成者としての企業経営者の「善意」から創出されたものであろう。この善意とは、当該企業が置かれた経営的実態を適時適切に表示し、会計情報利用者の意思決定に貢献するとの意図である。しかしまた、こうした情報システムには大きな任意性と裁量性が存在するがゆえに、その運用次第では、会計情報利用者を誤導するリスクをも内包している。

また経営者が悪意から会計情報利用者を騙して自己の短期的な利益を追求した場合には、それこそ容易に会計情報利用者を騙すことができる。いかにSEC等が警告をしようとも、すべての会計情報利用者がそのことを十分に認識して、プロフォーマ情報を利用する保証はどこにもない。

IV・2・2 仮定の特性

(1) 好都合な仮定

添付の[参考資料1-1]においてSECが注意しているように、プロフォーマ情報が作成される際にはいくつかの仮定に立脚しているため、そうした仮定の存在とその現実的な妥当性を的確に評価しなければならない。これはプロフォーマ情報を活用する情報利用者に課せられた責務である。

おしなべて人間およびそれによって構成される組織は利己的な存在である。プロフォーマ情報を含む会計情報を作成する立場にある企業経営者は、短期的かつ利己的な利益を追求することが多いた

めに、自己に好都合な仮定を想定する蓋然性がある。こうした仮定が会計情報利用者に示されることは稀である。したがって、会計情報利用者はそうした仮定を推定するか、またはそれを無視したうえで当該会計情報を利用するしかない。

企業経営者がこのような短期的かつ利己的な利益を追求するようになったひとつの要因は、インセンティブが会計情報とリンクして構築・運用されたことにある。

SECが警告するように、このような仮定が明示されたとしても、それを的確に理解、認識する会計情報利用者がどの程度存在するか疑問である。しかしまた、アナリスト等の洗練された会計情報利用者が存在、機能するかぎり、かつそれらによって加工された情報が「末端の」会計情報利用者に適切に伝達されるかぎり、このような弊害は除去されることが期待される。

(2) 仮定の妥当性

どのような会計情報であろうとも、それを作成するからには、なんらかの仮定が存在しているはずである。肝要なのはその妥当性である。

① 現実的な仮定

ここで現実的というのとは、「計算上の根拠としての仮定」にかかるものである。こうした仮定の妥当性判断には、多くの場合、困難はともなわぬ。ここでの算定においてなんらかの意味での任意性や裁量性が介入することはあろうが、その程度はつぎの②にくらべて相対的に弱いものであろう。

こうした仮定にも部分的には、つぎの②で説明する仮定が混入することがある。現実の会計現象においては、希望的な仮定が現実的な仮定に影響をおよぼすことが多い。また希望的な仮定が現実の会計現象の理解や認識に影響することも想定される。

② 希望的な仮定

プロフォーマ情報等において問題になる仮定とはこのカテゴリーに属するものである。これは当該企業の経営者による将来収益の増加やそれを見越した費用繰延として表面化する。

たとえば、[参考資料2]の(5)のなかの「シスコは、顧客がおこなう、生産性の向上に貢献するアプリケーション、ビジネスプロセス、各種技術の統合をサポートできる立場にあるのです」なる

記述は、その根拠が明確でなく、経営者の希望を述べたものと思われる。こうした希望的な仮定がさきの「現実的な仮定」に結びついたときに、そこから産出される会計情報の妥当性および信頼性が揺らぐ事態が生じる。

IV・3 二者択一的発想の意義と限界

プロフォーマ情報における本源的な論点は、内容の異なる2つの会計情報が同時に提供されたときの意思決定問題である。こうした問題はプロフォーマ情報にかぎらず、複数情報による意思決定の多くに共通する論点である。

IV・3・1 いずれか一方の情報による意思決定

(1) 選択規準

その形式にさほどの差がない2つの情報が、それぞれに権威づけられたもの（またはそのように見えるもの）として開示された場合の会計情報利用者は、いずれか一方の情報を選択して利用することがある。そのときにどのような選択規準が採用されているのであろうか。こうした選択規準はつぎの3つに類型化できる。

① 知識

添付の〔参考資料2〕で示した事例のように、経営者がいかに説明したとしても、その内容を適切に理解するためには、それ相当の会計的知識や経営的知識が必要である。これなくしては、そもそも、選択規準うんぬんすることさえできない。しかしまた、会計的知識があるからといって、的確な選択が可能とはかぎらない。

知識はそれを裏づけるセンスがあってはじめて有効に機能する。その意味で知識はセンスと一心同体である。

② 選好

会計情報利用者には、そのタイプ別の特性があるととともに、個別主体もそれぞれに特有の特性を有している。株主と債権者ではその特性が一般的に異なるが、同じ株主にしても、リスクに対する個別的な選好は異なる。

プロフォーマ情報の場合、リスクに対する選好とともに、それに関連した情報センスとでもいべき事柄も関係する。①で検討した知識がある意味で無色透明なものであるのに対して、この選好は、その判断主体の性格や経験と密接に関係している。そうした点において選好は知識と性格の中

間に位置する特性である。

③ 性格

性格はおもに個人を念頭に置いた特性であるが、それに限定する必要はない。組織にも、それなりの性格が存在しているであろう。

プロフォーマ情報などの会計情報に接した際に、またそれが2本立ての場合にはとくに、意思決定主体の性格が楽観的か悲観的かによって、その意思決定内容（および結果）が異なったものになろう。単純化した議論をすれば、楽観的な性格の経済主体であれば、相対的に多額の利益を計上しているプロフォーマ情報のほうを信用または採用し、また悲観的な性格のそれであれば、少額の利益を計上している GAAP 情報のほうを信用する蓋然性がある。

また、リスクテイカーは原則的に楽観的な性格であることが多いと考えられるので、証券市場等においてはプロフォーマ情報のほうが歓迎される事態が予想される。

(2) 自己責任と会計責任

会計情報利用者がプロフォーマ情報と GAAP 情報のいずれを選択しようとも、その相違点などが正確かつ適切に表示されており、そしてそれらが企業実態を適正に表示しているかぎり、企業およびその経営者がそれにかかる責任を追及されることはない。会計情報が正確でありさえすれば、会計情報利用者がその意思決定を誤まり、そのために経済的損失を利用者が負うことになっても、それは会計情報利用者の自己責任である。

会計情報において選択肢が増えることは、一般的には望ましいことである。しかし紛らわしい選択肢が増加することは会計情報利用者を誤導するだけであり、会計システムの充実に貢献するものではない。

またそもそも、プロフォーマ情報の開示によって会計責任が果されているのかということも重要な論点である。古典的な意味での会計責任を意識してプロフォーマ情報が開発・開示されているとは思われないが、会計システムあるいは会計制度は、本質的に、会計責任の遂行がその主要な役割である。

プロフォーマ情報の登場によって会計責任概念が変質しているとも考えられる。プロフォーマ情報によって会計責任概念が変質するといっても、

その本質的内容が抜本的に変わるわけではなからう。委託された財の運用成果を報告し、株主からの委託に応えるという機能は不変である。

近時の米国証券市場の反応をみるかぎり、多くの株価はプロフォーマ情報に対して反応しているとの見解もある——I・4を参照のこと——。こうした状況が継続しているかぎり大きな問題にはならないであろうが、証券市場がプロフォーマ情報をみかぎったとき、このような自己責任あるいは会計責任が目されることになる。

IV・3・2 双方の情報による意思決定

(1) 差異分析の意義

プロフォーマ情報が提供されていても、会計情報利用者の多くはGAAP情報との「併用」をおこなうであろう。たとえ心情的にはプロフォーマ情報のほうを信用したくとも、冷静なまたは洗練された会計情報利用者であれば、双方の会計情報を利用し、その差異を分析し、そこから有益なメッセージを読み取るようところがけるであろう。

添付の【参考資料2】の(3)と(4)そして(7)に示すように、プロフォーマ情報を提供する企業はGAAP情報との相違を説明している。とくにその控除項目や調整項目を中心にしたかなり詳細な説明がなされている。この(7)において顕著な特徴は、金額が多い順に、株式による報酬、リストラ関連費用およびその他の費用、そして、営業権および他の無形固定資産の償却について、その全額がプロフォーマによって修正(控除)されている点である。

(2) わが国での展開可能性

現在のわが国においては、いわゆるプロフォーマ情報は原則的に開示されていない。厳密にいうと、開示されていないわけではなく、米国法人の日本子会社等において部分的な開示がなされている。これが契機となり、わが国でもプロフォーマ情報が「制度化」あるいは「普及」することがあるかもしれない。

米国の場合もそうであったように、当面はプレスリリースのなかに公表される可能性がある。それから発展して、アニュアルレポート等にプロフォーマ情報が開示されるようになったときに、会計情報利用者そして会計基準設定機関、さらには証券取引所や日本公認会計士協会そして行政機関などがどのような対応策をとるかが重要になる。

しかしそれにも増して重要なことは、会計情報利用者がいかに当該情報を的確に理解し、その意思決定に有効に活用するという点である。

V 説明責任と自己責任

V・1 責任概念の定義と変節

V・1・1 会計責任と説明責任

会計責任(Accountability)¹⁹⁾は企業会計あるいは財務会計においてきわめて重要な基礎概念である。これは資金や財貨の委託者とその受託者との関係において、一定期間の運用成果を受託者が委託者に報告し承諾されて、はじめてその運用上かつ会計上の責任が解除されたものとみなす考え方である。こうした考え方に基づいて、財務諸表やアニュアルレポート等の会計情報が作成され、監査などを受けた後に開示される。

先述したように、プロフォーマ情報はこうした意味での会計責任からは離れたところで構築、運用されているとも考えられるが、しかしそれが会計情報として公表され、株主等の会計情報利用者の意思決定に貢献するものであるとしたら、会計責任との関係に注目しないわけにはゆかない。

会計責任との関係において重要な機能に、意思決定と利害調整がある。これら2つの機能からプロフォーマ情報の位置づけを考察する。

(1) 意思決定機能との関連性

プロフォーマ情報において想定されている意思決定機能とは株主にかかるものである。従前、株主等の会計情報利用者はGAAP会計情報のみに準拠した意思決定をおこなってきた。ところが、経済社会の急速な進展等に起因して、よりタイムリーな会計情報に対する希求が主張されるようになってきた。

他の条件が等しければ、プロフォーマ情報によって株主等の意思決定は改善されるはずであるが、これには重要な前提がある。それはプロフォーマ情報によって株主等が惑わされないという前提である。もちろんこうした前提は、プロフォーマ情報にかぎらず、あらゆる会計情報に共通する特性

19) 会計責任(Accountability)については、たとえば下記の文献を参照のこと。

Rolland Munro and Jan Mouritsen, *Accountability: Power, Ethos and the Technologies of Managing*, International Thomson Business Press, 1996.

であるが、プロフォーマ情報にかんしてはとくにそのことが重要になる。

会計責任は、会計情報の内容や形式等を改善することにより、会計情報利用者の意思決定を支援することによって効果的に達成されるものである。

(2) 利害調整機能との関連性

財務会計情報が果たす利害調整機能は、さらにつぎの2つのタイプに細分できる。

① 配当可能利益の算定

配当可能利益の算定は財務会計の本源的な機能である。合理的な期間損益を計算し、株主をはじめとする利害関係者の利害を調整するためには、株主と債権者の間、そして、特定時点しか株主の立場にない者とその他の時点でしか株主の立場にない者の間において、相互に不満のない配当可能利益を算定する必要がある。この意味からすると、プロフォーマ情報には少なくとも直接的には、そうした機能を発揮することはない。なぜなら、配当可能利益はGAAP利益に基づいて算定されるからである。

ところが、GAAP利益に基づいて算定された配当可能利益のうちどの程度を実際に配当するかを決定する段階になると、プロフォーマ情報が影響をおよぼすかもしれない。株主などがプロフォーマ情報に注目するようになると、配当可能利益の「上限」を示す金額のうち相当部分の配当を要求するようになる蓋然性がある。

こうした現象は非制度的会計——プロフォーマ情報もこのカテゴリーに入る——が制度会計に実質的な影響をおよぼすプロセスともいえるし、また、財務会計が現実において果たす利害調整機能に実質的に影響を与えているともいえる。

② 株価や金利の変動

米国においては顕著な傾向であるが、証券市場あるいは投資者がその判断の拠り所とする会計情報あるいは経営指標には一種の「流行」がある。プロフォーマ情報にもそのような側面がある。株価や金利がたとえ短期的にでも、プロフォーマ情報に対して「反応」するのであれば、証券市場等における利害調整機能の一端はプロフォーマ情報が担っていることになる。

プロフォーマ情報が会計的実態を適正に表示していないのであれば、この「流行」はいずれ廃れる。しかしそれが「流行」しているかぎり、プ

ロフォーマ情報が株価や金利を通じた利害調整機能を果たしており、またその点においても広義の会計責任をも果たしているといえる。

V・1・2 説明責任と自己責任

古典的な意味での会計責任概念が、経済社会の進展にあわせて、その内容を拡充した結果として案出された概念に「説明責任」がある。プロフォーマ情報は、会計責任概念での説明が不可能ではないにしても、その説明は困難である。[参考資料1-2]でも述べているように、プロフォーマ情報には本質的に、経営者観測分析(MD&A)としての側面、換言すれば、説明責任としての役割があるのかもしれない。

説明責任とは会計責任よりも広汎な内容を有するものである。こうした観点に立脚すると、プロフォーマ情報を作成・開示する企業経営者も、またそれを利用する会計情報利用者も、その責任は自己が負うべきものと考えられる。プロフォーマ情報を積極的に評価すれば、会計情報の作成者と利用者の双方に対して自己責任を再認識させるために重要な機能を果たしているのかもしれない。

V・2 企業規模との相関

V・2・1 規模仮説との関連性

添付の[参考資料3]の質問7に示したように、全米インベスター・リレーションズ研究所(National Investor Relations Institute: NIRI)が実施したアンケート調査によれば、実際にプロフォーマ情報を開示している企業についても、またそれに対する評価においても、企業規模が大きいほうがプロフォーマ情報に対して肯定的な姿勢を示している。ここで企業規模を表象する会計数値は資本金額と売上高であるが、これら2つの会計数値の双方において上記の結論は共通している。

プロフォーマ情報の採否およびそれに対する姿勢が企業規模と相関しているのは、つぎの2点において当然のことである。

(1) 四半期報告との関係

わが国においてもそうであるが、米国においても10-Qに準拠して四半期報告書を提出している企業の多くはいわゆる大企業である。したがって[参考資料3]の質問7における①と②は、調査対象企業の特性としては全般的に③と同様のはずである。よって、この①ないし③が同様の傾向を

示すのは当然である。

また四半期報告書を提出している大企業のほうが、利害関係者の多さ（これについてはV・2・2において考察する）や必要とする資金量の大きさから、証券市場における評価をより好意的なものにする必要性が高い。

(2) 業種・業態との関係

すでに述べたように、プロフォーマ情報を開示する企業の多くはIT関連のものであった。こうした企業は、経済社会的なニーズに適切に応えることによってその企業規模を拡大していった。これらの企業においては、絶えず巨額の研究・開発資金が必要であり、その意味からもキャッシュフロー等に適切に配慮する必要があった。こうした企業特性から、これらの企業は株主にとくに配慮した経営姿勢（そして会計政策）が求められたのである。

V・2・2 利害関係者の多様性

利害関係者の多様性には質的側面と量的側面がある。一般に多様性といった場合、それは基本的に質的側面のみを意味することが多いが、会計情報にかかる利害関係者についてはそれに限定する必然性はない。

(1) 利害関係者の数

企業の利害関係者は近時、とくに多様性に富んだ状況にあるが、本稿においてはプロフォーマ会計を検討対象としていることから、代表的な利害関係者として株主にきざった考察を展開してきた。プロフォーマ会計を活用あるいは支持する大企業には膨大な数の株主が存在し、またその経済社会的な重要性や影響力からも、その潜在的な株主も膨大であることが予想される。

本稿で問題とするのはたんなる株主の多寡ではない。株主等の数が一定数以上になった場合、株主等の影響力やニーズ、そしてそれに関連した会計システム（会計情報）の充実に対する要求が飛躍的に変化する瞬間がある。これは量的規模が質的変革に転換する瞬間である。プロフォーマ会計が登場した背景には、こうした事情もあると考えられる。

(2) ニーズへの対応

プロフォーマ会計を採用または支持する企業には、IT関連企業をはじめとした、競争的な経営環境に置かれたものが多かった。こうした企業は

その株主等のニーズに積極的に応答する経営的必要に迫られている。これに適切に応えることによって当該企業の資金調達に貢献するというメリットがある。

プロフォーマ会計には会計情報の作成者とその利用者の双方に利益をもたらす可能性（期待）がある。非公式かつ非制度的な会計システムだからこそ、実現できた会計システムともいえる。プロフォーマ会計には、会計情報の作成者とその利用者との意思疎通をいっそう促進するという役割が期待されているのかもしれない。

また誤解をおそれずにいうと、プロフォーマ会計は財務会計において管理会計的側面が顕在化した事例であり、また財務会計の管理会計化の格好の事例でもある。

V・3 過剰提供と誤導リスク

V・3・1 取捨選択

一般的にいえば、どのような意思決定場面においても、それに関する情報は、その信頼性が確保されるかぎり、多いに超したことはない。しかしかに信頼できる情報であろうとも、それがその利用者の情報分析能力や情報処理能力を超えるほど過剰に提供されるとしたら、その意思決定を誤ったものにする蓋然性がある。情報の洪水に溺れる利用者もいよう。

そこで情報の取捨選択をなす必要がある。ここでの選択基準はIV・3・1の(1)で検討したものと、基本的には同様である。

提供される会計情報を適切に利用しようとする場合、プロフォーマ情報とGAAP情報の間での取捨選択、そしてプロフォーマ情報のなかにおける取捨選択の2種類の選択行為が想定される。これらの場合にも、IV・3で検討したように、一方の情報のみを採用するケースと双方の情報を採用するケースとがありえようが、現実的には、優先順位をつけてそれらの情報が利用されることが多いであろう。

同タイプの会計情報が同時に複数提供される際には、必然的に、優先順位をつけざるをえない。しかし冷静で洗練された会計情報利用者ならいざ知らず、多くの一般的な会計情報利用者は、自己に好都合な会計情報に準拠した意思決定をおこなう可能性がある。

V・3・2 加工と提供

(1) 会計情報加工業者の役割

プロフォーマ情報をめぐるかような状況下において、洗練されていない、または情報分析手法あるいはそのためのコスト負担が困難な会計情報利用者は、会計情報等の「加工業者」が提供する加工情報に依存せざるをえない。ここでいう会計情報加工業者とは、金融機関や証券会社（およびそこに所属するアナリストなど）、そして格付会社や経済ジャーナリストなどである。かれらには、豊富な会計的、経営的および経済的な知識を駆使して適切な加工情報を提供することが期待されている。

こうした会計情報加工業者がその期待される役割を適切に果たせば、最終的な会計情報利用者は便益を享受するであろうが、この加工情報に瑕疵や誤謬があった場合またはそうした瑕疵等がなくとも会計情報利用者がそれを誤解した場合には、その意思決定が適切になされない懸念がある。

会計情報作成者としての企業が公表する制度会計上の会計情報は、公認会計士等による監査を経ており、その意味で一定の信頼性が確保されている。しかし会計情報加工業者が提供する情報には、監査のような制度的な保証がなされていない。それを補完するものが情報加工業者の「信用力」である。

(2) 過度な強調

アナリストやマスコミを通じた情報提供には弊害もある。それは、特定の局面が過度に強調され、会計情報利用者を誤解させる懸念があることである。しかしまた、これらの情報加工業者の役割が時流に合わせた報告や報道にあることからすると、一概にこれを批判できまい。さらに、証券市場等がこれらの情報に現実に「反応」するとしたら、それはそれで、一定の役割や貢献を果たしているといえよう。

V・3・3 誤導リスクの定義・意義・影響

(1) 誤導リスクの定義

プロフォーマ情報にかぎらず、会計情報には一般的に、その利用者が経済的事実を誤認するリスクが絶えず存在する。本稿ではこれを誤導リスクと定義する。プロフォーマ情報においてはとくにこの誤導リスクが大きい。

(2) 誤導リスクの意義

当然のことながら、こうした誤導リスクは存在しないか、低レベルに超したことはない。しかしまた、会計情報利用者が望むような将来指向的な情報や状況説明的な情報には、通常の制度会計情報よりも、このようなリスクが高レベルで存在しているのもたしかである。このような状況下において肝要なことは、会計情報の有用性とこのような誤導リスクの発生可能性とのバランスをいかにとるかである。

(3) 誤導リスクの影響

かような誤導リスクの影響は、直接的には、経済的損失として会計情報利用者におよぶが、間接的または派生的には、プロフォーマ情報などを開示する会計情報作成者にもおよぶことになる。株主などの会計情報利用者が損失を被るということは、巡りめぐって、会計情報作成者たる企業の不利益になる可能性がある。当該企業が誤解され、資金循環に悪影響がおよべば、ミクロ的にもマクロ的にも大きな損失が生じる懸念がある。会計情報にかんする量と種類における多様性の無節操な拡充は諸手をあげて歓迎できない。

むすび——誤導と誤解

はじめに書いたように、現実の経済社会において、絶対的規制と絶対的自由というものは存在しない。プロフォーマ情報をはじめとして、会計情報さらには情報一般において、その利用者の誤解や誤認は付き纏いがちなものである。財務会計上重要なことは、どのような会計システムや会計情報であろうとも、会計情報利用者を誤認させ、その意思決定を非効率なものにするおそれがある要因を極力排除することにある。これは会計情報に信頼性を付与するための手続きである。

ましてや、会計情報作成者としての企業がそうした誤解を意図的に生じさせようとしたとしたり、会計システムおよび会計情報の信頼性を毀損し、長期的または本質的には、会計情報作成者にとっても自殺行為である。

誤解とは直接的には会計情報利用者側の問題であり、誤導とは会計情報作成者側の問題である。しかしこれらは相互作用のあるいは相互依存的な関係にある。会計情報作成者が誤導を意図したとしても、会計情報利用者が誤解するとはかぎらず、

また逆に、誤導を意図しないとしても、勝手に誤解する可能性がある。

その名称がプロフォーマ情報であろうとも、またクリエイティブ・アカウンティングであろうとも、会計情報にかかるなんらかの意図的な操作は、未来永劫存在しつづけるであろう。それにはそれ相当の事情と必然性がある。それは簡単にいうと、会計情報の作成者とその利用者の「利己性」である。

会計情報操作にかかる利己性という、それを会計情報作成者に限定する考え方が主流であろう

が、そうした限定は経済的実態を見誤らせる懸念がある。いかに正確な会計情報を作成・開示しようとも、それを勝手に誤解する利用者が存在する。こうした誤解や誤認はおもに、会計情報利用者の「利己性」に起因して生じるものである。

会計情報作成者の利己性のみを論じたのでは片務的である。双方の利己性とそれが多様な場面におよぼす影響を検討し、はじめて適正な会計システムや会計情報の構築と運用が可能になるのである。

[参考資料1-1] SEC 規程 (1)

「プロフォーマ」財務情報：投資者に対するヒント

(“Pro Forma” Financial Information : Tips for investors)²⁰⁾

投資者はその投資対象または投資予定先の会社の財務諸表を読むうえで重要なステップを絶えず踏んでいる。なぜなら、財務諸表は既存の公表利益からでは明白ではない重要な企業財務情報を含んでいるからである。近時、いくつかの会社は、かれらが重要と考える財務報告書の現実的な部分に焦点をあてた、いわゆる「プロフォーマ」財務情報をプレスリリースで公表している。

投資者は「プロフォーマ」財務情報が SEC に保管された財務諸表に対して適用されている会計原則には準拠していないことを知るべきである。換言すれば、この「プロフォーマ」財務情報において公表された会計数値の一部は、SEC ファイルでは適当と認められない仮定や原則に立脚しており、そして、議論も説明もされていないプレスリリースに示されているにすぎない。プレスリリースは違法な存在ではない。それどころかいくつかのケースにおいては財務諸表の重要な部分に注意を向けることに貢献するものであるが、それでも「プロフォーマ」財務情報には限界があり、混乱や誤導をもたらす可能性があり、そしてそれを適切かつ健全な懐疑主義をもって観察する必要がある。

連邦証券法は、正確で真実かつ完全な「一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP)」と呼ばれる一連の会計原則のもとに作成された財務諸表を SEC に提出することを、ほとんどの公開会社に求めている。会社が GAAP に準拠して財務諸表を作成するときに、投資者は当該会社の財務状況を通時的に首尾一貫して捕捉でき、かつ他社との業績比較も可能になる。

それとは対照的に、「プロフォーマ」財務情報は GAAP を用いてなく、そしてそれらの情報は会社の財務的健全性を真実かつ正確に描写したものではない。これらはしばしば肯定的な情報のみに焦点をあてる。そして「プロフォーマ」財務情報は認められた会計規則にしたがっていないので、会社の「プロフォーマ」財務情報ではそれ以前の会計期間または他社との比較が非常に困難になる。

「プロフォーマ」財務情報を利用するに際して留意すべきことがいくつかある。

● 会社はなにを仮定しているか。

「プロフォーマ」財務情報は、とくにそれらが損失を利益に変更したり重要な事実を隠蔽した際には、誤導する可能性がある。たとえば、当該会社に利益をもたらすような想像上の取引を仮定しているかもしれない。またはそれらは費用や損失を計上していないかもしれない。そうした会計数値の背後にあるものを確認し、そしてそれらの数値が準拠している仮定を見破るよう心掛けるべきである。

● 会社はなにを申告していないか。

会社の財務情報の一要素——たとえば、支払利息、法人税、減価償却費および償却費などを控除する前の利益（これはしばしば「EBITDA」と略記される）——のみを表示する「プロフォーマ」財務情報を利用するときには、とくに慎重にならなければならない。この種の報告書は、当該会社が無視した取引とそれらの数値を他の会計期間と比較する方法を明瞭に記述しないかぎり、誤導的なものになってしまう。

● 「プロフォーマ」財務情報は GAAP に準拠した財務情報とどのようにして比較するか。

「プロフォーマ」財務情報は GAAP に準拠して作成された財務情報を選択的に編集したものであるため、たとえそれらが損失を利益に改竄していなくとも、「プロフォーマ」財務情報は投資者を誤導する一連のリスクを上昇させる懸念がある。「プロフォーマ」財務情報と GAAP 規則に準拠して作成された財務諸表との相違についての明確で包括的な説明を求め、そして「プロフォーマ」財務情報に基づいた投資をおこなう前に、それらの相違を理解すべきである。

● 「プロフォーマ」財務情報または GAAP 財務情報の概要を読んだか。

「プロフォーマ」財務情報と GAAP に準拠して作成された財務諸表の要約との間の大きな相違に留意すべきである。財務諸表が通常の会計規則に準拠して作成される場合には、完全な財務諸表に含まれている詳細さがなくとも、会社の財務状況についての全体像をもたらしてくれるので、そうした会計情報の要約はかなりの程度有用である。しかしながら、どのような財務情報の要約でも、完全に GAAP に準拠した財務諸表と比較することがいつも最善というわけではない。

投資する前に解釈し、コミットする前に理解すべきである。プレスリリースでみるような「プロフォーマ」財務情報は通常の会計原則に準拠して作成されていなく、そして投資前に完全な情報 (full story) を確認すべきである。SEC の EDGAR データベース (www.sec.gov/edgar.shtml) に蓄積された会社のファイルから財務諸表を閲覧でき、また無料でダウンロードできる。そこでは、10-K に準拠した年次報告書と 10-Q に準拠した四半期報告書およびその他のファイルを閲覧できる。

20) <http://www.sec.gov/investor/pubs/proforma12-4.htm>, Modified: 12/04/2001, 2003年9月25日現在。

[参考資料1-2] SEC 規程 (2)

証券取引委員会 (SEC) 連続通謀 No.33-8039, No.34-45124, FR-5921

利益公表における「プロフォーマ」財務情報の適用にかんする警告的注意 (Cautionary Advice Regarding the Use of "Pro Forma" Financial Information in Earnings Releases)²¹⁾

年度末にあたり、一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) 以外の方法に立脚しての営業損益を公表している公開会社およびその他の登録会社に対して警告を発することが適切と考える。このような表示による利益公表は「プロフォーマ」財務情報と呼ばれる。こうした文脈においてこの用語は明確な意味を与えられず、また統一的な特性を有さない。われわれはこのような「プロフォーマ」財務情報を利用する公開会社に注意するとともに、そうした情報の潜在的な危険性を投資者に警告することが必要と考える。

「プロフォーマ」財務情報は有益な目的に貢献できる。公開会社は、前年の同一期間についての成果にかんする有益な比較を提供し、または中核的な業務の成果を強調するために、四半期報告書または年次報告書のなかの重要な構成要素に対して投資者の関心を集めるといってきわめて適切な欲求を有している。こうしたことはその大半が、会社の財務報告書のなかの経営者観測分析 (MD&A) によるディスクロージャーにおいて意図されている機能である。その営業成果についての解釈を公表したり、または GAAP 財務諸表の要約を公表することを、公開会社に禁ずる必要はない。

さらに、公衆に利用可能な財務情報にかんする質と適時性そして入手可能性を向上させるためのわれわれの責任の一端として、われわれは、投資者にとって全体として有益な GAAP 財務諸表についての結果と概要にかんする解釈を正確にすることが——その限界を適切に明示することともに——重要と確信する。

それにもかかわらず、われわれは特定の状況下においては「プロフォーマ」財務情報は、それが GAAP での成果を不鮮明にするようだと、投資者を誤導する可能性があることを懸念している。このような「プロフォーマ」財務情報がその本質において伝統的な会計上の前提から遊離しているがゆえに、「プロフォーマ」財務情報を利用することは、投資者が有価証券発行体の財務情報を他の会計期間および他社と比較することを困難ならしめている。

こうした事情から、われわれは公開会社とそのアドバイザーに対してつぎのような警告を発することが適切と確信する。

- (1) 連邦証券法における詐欺防止条項 (antifraud provisions) は「プロフォーマ」財務情報を公表している会社に対して適用される。「プロフォーマ」財務情報は GAAP に準拠して財務情報を選択的に編集された情報なので、会社がかような情報を公表するに際しては、投資者を誤導させない義務がある点に特に注意すべきである。
- (2) 会社の包括的な財務成果 (たとえば、支払利息、法人税、減価償却費および償却費を控除する前の利益) についての限定的な特徴を示すような財務成果の表示、または GAAP 以外の基準に準拠した財務成果の計算を示すような財務成果の表示は重要な関心事である。当該会社はその表示の基礎を明瞭に示さない場合、こうした報告書は投資者を誤導するものである。その表示が基準にした原則についての説明がいっさいなければ、投資者はこのような「プロフォーマ」財務情報を理解できない。ましてや比較などできない。投資者に対して完全な周知をなすためには、会社は準拠した原則を正確に記述する必要がある。たとえば、会社が「非日常的または非経常的な取引」前の利益を公表する際には、他の会計期間についての比較可能な情報を示す場合には、特定の方法を無視した特定の取引とその種類およびそれを適用したことを記述すべきである。
- (3) こうした「プロフォーマ」財務情報において無視された情報の重要性に対して会社は留意すべきである。会社の財務成果について正確な報告書においても、重要な情報が無視されていれば、誤導するおそれがある。たとえば、省略の特性と規模についての明瞭かつ包括的な説明がなければ、会社は「プロフォーマ」表示によって損失を利益に改竄し投資者を騙し、または GAAP 財務諸表の重要な結果を不明確にする懸念がある。
- (4) われわれは、国際財務責任者協会 (FEI) と全米インベスター・リレーションズ研究所 (NIRI) と共同で、利益公表ガイドラインを作成することを推進し、また公開会社が「プロフォーマ」成果を公表するかどうかを決める前に、かつ「プロフォーマ」報告書をどのように構成するかを決める前に、これらの勧告を考慮かつ準拠することを奨励する。財務成果についての限定的な特徴を示す財務成果の表示、または GAAP 以外の基準に準拠した財務成果の計算を示す財務成果の表示は、一般的に、当該会社が GAAP からの乖離およびそれらの金額について同一の公表報告書において簡明な英語で説明するかぎりには、GAAP からの乖離のみに起因した誤導をもたらすとは考えられない。
- (5) 常時そしてとくにこうした表示をも観察することを当然とするようなディスクロージャーに焦点をあてる際には、われわれは投資者に対して、「プロフォーマ」財務表示またはその要約を、同一会社によって報告された GAAP に準拠した財務情報を比較することを奨励する。

21) <http://www.sec.gov/rules/other/33-8039.htm>, December 4, 2001, 2003年9月25日現在。

[参考資料2] 事例紹介

(1) テキサス・インスツルメント社の GAAP 損益計算書 (概要)²²⁾

(1株当りの金額を除いて、その単位は100万ドル)

	2001年		2002年	
純収益	8,201		8,383	
売上費用	5,824		5,313	
総利益	2,377		3,070	
収益に対する総利益の割合 (%)	29.0	%	36.6	%
研究・開発費	1,598		1,619	
研究・開発費に対する総利益の割合 (%)	19.5	%	19.3	%
販売費・一般管理費	1,361		1,163	
販売費・一般管理費に対する総利益の割合 (%)	16.6	%	13.9	%
営業利益 (損失)	(582)		288	
収益に対する営業利益 (損失) の割合 (%)	(7.1)	%	3.4	%
他の純収益 (費用)	217		(577)	
貸付金利息	61		57	
税引前利益 (損失)	(426)		(346)	
法人税準備金 (還付)	(225)		(2)	
純利益 (損失)	(201)		(344)	
普通株1株当りの希釈化利益 (損失)	(0.12)		(0.20)	
平均株式数 (百万株)	1,735		1,733	

(2) テキサス・インスツルメント社の「プロフォーマ**」損益計算書 (概要)²³⁾

(1株当りの金額を除いて、その単位は100万ドル)

	2001年		2002年	
純収益	8,201		8,383	
売上費用	5,539		5,252	
総利益	2,662		3,131	
収益に対する総利益の割合 (%)	32.5	%	37.3	%
研究・開発費	1,522		1,567	
研究・開発費に対する総利益の割合 (%)	18.6	%	18.7	%
販売費・一般管理費	1,136		1,124	
販売費・一般管理費に対する総利益の割合 (%)	13.9	%	13.4	%
営業利益	4		440	
収益に対する営業利益の割合 (%)	0.0	%	5.2	%
他の純収益 (費用)	206		43	
貸付金利息	61		57	
税引前利益 (損失)	149		426	
法人税準備金 (還付)	(56)		39	
プロフォーマ純利益	205		387	
普通株1株当りのプロフォーマ利益	0.12		0.22	
平均株式数 (百万株)	1,781		1,767	

* 完全な報告書や注記については財務諸表を参照のこと。

** プロフォーマによる追加的な利益情報は、連結営業報告書から作成され、それは米国の一般に公正妥当と認められた会計原則 (GAAP) に準拠しており、そのなかには、買収関連費用の償却、途上にある研究開発費用の購入費、特別損益、および法人税調整分などは含まれていない。これらの金額の影響は、その利益配分と法人税効果によって、部分的に適切に相殺されている。

22) Texas Instruments Incorporated, 2002 Annual Report, p.0.

またこのアニュアルレポートはつぎのサイトでも閲覧できる。http://www.ti.com/corp/docs/investor/fin/proforma.shtml, 2003年9月25日現在。

23) *Ibid.*, p.0. またはこれは同上サイトでも閲覧できる。2003年9月25日現在。

(3) テキサス・インスツルメント社における GAAP からプロフォーマへの調整 (控除項目)²⁴⁾
 (1株当りの金額を除いて、その単位は100万ドル)

	2001年	2002年
純収益	—	—
売上費用	285	61
総利益 (損失)	(285)	(61)
研究開発費	76	52
販売費・一般管理費	225	39
営業利益 (損失)	(586)	(152)
他の純収益 (費用)	11	(620)
貸付金利息	—	—
税引前利益 (損失)	(575)	(772)
法人税準備金 (還付)	(169)	(41)
純利益 (損失)	(406)	(731)
普通株1株当りの希釈化利益 (損失)	(0.24)	(0.42)
平均株式数 (百万株)	(46)	(34)

(4) テキサス・インスツルメント社における GAAP からプロフォーマ損益情報を作成するために控除した項目
 —2002年²⁵⁾ (単位は100万ドル)

	費用	研究開発費	販売費・一般管理費	その他の収益(費用)	法人税	合計
リストラクチャリング費用	(23)	(2)	(9)			(34)
買収関連費用償却	(36)	(49)	(30)			(115)
マイクロン社に対する投資の引下げ				(638)		(638)
法人税準備金					41	41
進行中の研究開発の取得		(1)				(1)
保証準備金の戻入れ (reversal)				20		20
設備の除却	(2)			(2)		(4)
合計	(61)	(52)	(39)	(620)	41	(731)

注意：括弧内の数字は控除額。

(5) シスコシステムズ社のニュースリリース (一部)²⁶⁾

<p>シスコシステムズ2003年度第3四半期業績を発表 <サマリー> ◇第3四半期売上高：46億ドル ◇第3四半期営業キャッシュフロー：12億6,000万ドル ◇第3四半期1株当たり利益：14セント (GAAP ベース), 15セント (プロフォーマ・ベース) 2003年 5月6日, 米カリフォルニア州サンノゼ (SAN JOSE, Calif.) 発 世界最大手のネットワーク関連機器のプロバイダーであるシスコシステムズ社 (以下：シスコ, 本社：米国カリフォルニア州サンノゼ, 社長兼 CEO：ジョン・チェンバース) は, 本日, 2003年4月26日を期末とする2003年会計年度第3四半期の業績を発表しました。 2003年会計年度第3四半期の売上高は, 前年同期の48億ドルから4.2%減少し, 46億ドルとなりました。なお, 今年度第2四半期の売上高は47億ドルでした。 一般会計基準 (GAAP) ベースによる2003年会計年度第3四半期の純利益は, 9億8,700万ドル (1株当たり14セント) でした。これに対し, 前年同期は7億2,900万ドル (1株当たり10セント), 今年度第2四半期は9億9,100万ドル (1株当たり14セント) でした。2003年会計年度第3四半期のプロフォーマ (見積り) ベースの純利益は11億ドル (1株当たり15セント) で, これに対し, 前年同期のプロフォーマ・ベース純利益は8億3,800万ドル (1株当たり11セント), 今年度第2四半期は11億ドル (1株当たり15セント) でした。GAAP ベースによる純利益とプロフォーマ・ベース純利益との突合せは, 「見積連結損益計算書」に続く表でおこなっています。 第4四半期を除いた2003年会計年度の売上高は142億ドルで, 前年同期の141億ドルにくらべ0.6%増でした。 第4四半期を除いた GAAP ベースによる2003年会計年度の純利益は26億ドル (1株当たり36セント) で, これに対し, 前年同期は11億ドル (1株当たり15セント) でした。第4四半期を除いた2003年会計年度のプロフォーマ・ベースの純利益は32億ドル (1株当たり44セント) で, これに対し, 前年同期のプロフォーマ・ベース純利</p>

24) *Ibid.*, p.59. またはこれは同上サイトでも閲覧できる。2003年9月25日現在。

25) *Ibid.*

26) <http://www.cisco.com/japanese/warp/public/3/jp/news/pr/2003026.html>, 2003年9月25日現在。ただし, 日本語表記の一部を変更している。

益は18億ドル（1株当たり25セント）でした。

今期シスコは Okena, Inc を買収しました。引受債務額を含む買収額はおよそ1億6,000万ドルでした。

「市場が復興への過渡期を向かえ、経営環境が厳しさを増すなかで、今期も安定した業績を発表できたことに当社は非常に満足しています。当社が展開する業務の管理に焦点をあて、R&Dや先進技術産業への投資を戦略的にこなっていくことで、経済の復興とともに当社も成長していけると考えています」と、シスコシステムズ、CEO ジョン・チェンバーズは述べています。

「現時点で明言できることは、情報技術がもたらす生産性の向上は、経済全体の復興に大きく貢献する可能性を秘めているという点です。今期も、当社は、生産性の向上や競争力の強化を可能にするビジネス戦略を成功に導くためには情報技術が不可欠であると考えている、世界を代表する企業のCEOやCIOとの対話をおこなってきました。そしてシスコは、顧客がおこなう、生産性の向上に貢献するアプリケーション、ビジネスプロセス、各種技術の統合をサポートできる立場にあるのです」とチェンバーズは続けています。

(6) アマゾン・コム社の四半期別の営業および特定キャッシュフロー情報についてのプロフォーマ成果

(決算日は2002年12月31日、単位：1,000ドル)

	通年業績	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
プロフォーマ営業利益	180,102	101,958	27,492	25,994	24,658
プロフォーマ純利益 (損失)	66,487	75,382	353	(4,409)	(4,839)
純売上高に対するプロフォーマ利益の割合	5%	7%	3%	3%	3%
1株当たりプロフォーマ基本利益 (損失)	0.18	0.20	0.00	(0.01)	(0.01)
1株当たりプロフォーマ希釈化利益 (損失)	0.17	0.19	0.00	(0.01)	(0.01)
1株当たりプロフォーマ基本利益 (損失) 算定根拠となる株式数	378,363	383,702	379,650	376,937	373,031
1株当たりプロフォーマ希釈化利益 (損失) 算定根拠となる株式数	399,656	407,056	398,361	376,937	373,031
営業活動に準備 (使用) される純キャッシュフロー	174,291	372,579	38,108	4,637	(241,033)

(7) アマゾン・コム社におけるプロフォーマ成果の調整

(四半期での調整は通年表示と一致している) (決算日は2002年12月31日、単位：1,000ドル)

	米国 GAAP	プロフォーマ修正	プロフォーマ
純売上高	3,932,936	—	3,932,936
売上原価	2,940,318	—	2,940,318
総利益	992,618	—	992,618
営業費用：			
遂行費用 (fulfillment)	392,467	—	392,467
マーケティング	125,383	—	125,383
技術およびコンテンツ	215,617	—	215,617
一般管理費	79,049	—	79,049
株式による報酬	68,927	(68,927)	—
営業権および他の無形固定資産の償却	5,478	(5,478)	—
リストラ関連費用およびその他の費用	41,573	(41,573)	—
総営業費用	928,494	(115,978)	812,516
営業利益 (損失)	64,124	115,978	180,102
受取金利	23,687	—	23,687
支払金利	(142,925)	—	(142,925)
その他の利益 (費用) (純額)	5,623	—	5,623
その他の利得 (損失) (純額)	(96,273)	96,273	—
総非営業費用	(209,888)	96,273	(113,615)
持分法上の損失控除前の利益 (損失)	(145,764)	212,251	66,487
持分法上の損失における持分 (純額)	(4,169)	4,169	—
会計原則上の費用を控除する前の利益 (損失)	(149,933)	216,420	66,487
会計原則上の費用の累積的效果	801	(801)	—
純利益 (純損失)	(149,132)	215,619	66,487
営業活動によってもたらされる (または使用される) キャッシュフロー	174,291	—	174,291
1株当たりの基本利益 (損失)：			
会計原則上の費用の累積的效果前	(0.40)	0.58	0.18
会計原則上の費用の累積的效果後	0.01	(0.01)	—
	(0.39)	0.57	0.18
1株当たりの希釈化された利益 (損失)：			
会計原則上の費用の累積的效果前	(0.40)	0.57	0.17
会計原則上の費用の累積的效果後	0.01	(0.01)	—
	(0.39)	0.56	0.17
1株当たりの利益 (損失) 計算に利用されている株式数：			
基本的	378,363	—	378,363
希釈化	378,363	—	399,656

[参考資料3] アンケート調査²⁷⁾

全米インベスター・リレーションズ研究所 (National Investor Relations Institute: NIRI) は2002年1月17日に、当該研究所の会員である233社に対して、プロフォーマ報告測定の利用程度を調査するために、2001年4月26日に国際財務責任者協会 (Financial Executives International: FEI) と NIRI によって公表されたガイドラインに準拠しているかについてのアンケート結果を公表した。

アンケート結果

質問1: プロフォーマ情報を利用して成果を報告したか。

回答1: サンプルとした233社のうち、57%にあたる133社がプロフォーマ情報による報告を優先的に実施していた (または少なくとも、GAAP 情報を表示していた場合、それと同等にあついていた)。残りの100社はGAAP に準拠していた。

質問2: プロフォーマ情報をGAAP 情報とともに報告したか。

回答2: 133社がプロフォーマ情報を報告したが、GAAP による1株当りの利益を表示しなかった企業は4社にすぎない。それら企業の97%はGAAP による1株当りの利益をも報告していた。

質問3: プロフォーマ情報とGAAP 情報の関係 (path) または調整 (reconciliation) をいかに明瞭に開示したか。

回答3: プロフォーマ情報を報告した133社のうち、プロフォーマ情報とGAAP 情報の関係または調整を明瞭に開示しなかったのはわずか2社にすぎない。(この質問にかんして、質問2においてGAAP による1株当りの利益を表示しなかった企業のうち3社は、そのGAAP による1株当りの利益は提供された情報から算出可能なので、本問に含めている)。

質問4: その際に提供された関係や調整はどのようなタイプのものか。

回答4: 131社がプロフォーマ情報とGAAP 情報の関係 (path) または調整 (reconciliation) をつぎのようなタイプで明瞭に表示した。

会社数	その割合	その方法
99社	75.6%	記述的および財務的
12社	9.2%	財務諸表
11社	8.4%	記述的
4社	3.0%	記述的, 財務的, 調整
4社	3.0%	財務的, 調整
1社	0.8%	調整

質問5: 報告されたプロフォーマ測定値はどのようなタイプのものか。

回答5: プロフォーマ情報を報告した133社のうち、GAAP 以外の測定値とはつぎのようなものである。以下の割合は、以下で示す総計248の会社数で当該手法タイプを使用する会社数で除したものである。

会社数	その割合	そのタイプ
80社	32.3%	算入 (including, includes), 控除 (excluding, excludes)
31社	12.5%	プロフォーマ
28社	11.3%	EBITDA, EBDADT *, プロフォーマ EBITDA
22社	38.9%	控除前 (before), 控除後 (after)
22社	8.9%	営業 (operations, operating)
19社	7.7%	継続 (continuing)
11社	4.4%	現金主義, 現金 EPS, キャッシュフロー
6社	2.4%	非現金 (noncash)
6社	2.4%	経常的 (recurring), 非経常的 (nonrecurring)
5社	2.0%	中核的 (core)
4社	1.6%	特別的 (special)
3社	1.2%	異常 (extraordinary)

27) 『全米インベスターリレーションズ研究所による経営者への警告 (The National Investor Relations Institute's Executive Alert)』2002年1月17日,

<http://www.fei.org/download/NIRI-Survey-Pro-Forma-Earnings-Use.pdf#xml> = <http://fei.org.master.com/texis/master/search/mysite.txt?q=pro+forma&order=r&id=303008591c0d3240&cmd=xml>, 2003年9月28日現在。

3社	1.2%	営業（不動産）に起因する資金
2社	0.8%	非継続的（discontinued）
2社	0.8%	正常化（normalized）
2社	0.8%	現実的（actual）
1社	0.4%	利益享受的（benefited from）
1社	0.4%	基礎的（underlying）

（＊）EBDADT とは減価償却、減耗および繰延税金を控除する以前の利益額を意味する。

質問 6：プロフォーマ報告にかんして FEI と NIRI によるガイドラインにどの程度準拠したか。

回答 6：プロフォーマ情報を報告した133社のうち13社（9.8%）が当該ガイドラインに準拠していないか、またはその意図にしたがっていないかった。

質問 7：プロフォーマ情報を報告したか否かと企業規模との間での識別可能な関連性は存在するか。

回答 7：企業規模は 2 つの方法で計測される。ひとつは、NIRI のデータベースにある市場において資本化された金額（発行済み株式による資本金額）を用いたものであり、もうひとつは、プレスリリースにおいて公表されている当該企業の売上高または収益を用いたものである。

① 市場において資本化された金額による分類

発行済み株式による資本金額	プロフォーマ肯定	プロフォーマ否定	合計
50億ドル超	32社 (76.2%)	10社 (23.8%)	42社 (100.0%)
15億ドル超, 50億ドル以下	38社 (79.2%)	10社 (20.8%)	48社 (100.0%)
5億ドル超, 15億ドル以下	28社 (49.1%)	29社 (50.9%)	57社 (100.0%)
5億ドル未満	35社 (40.7%)	51社 (59.3%)	86社 (100.0%)
合計	133社 (57.1%)	100社 (42.9%)	233社 (100.0%)

これらの図から明らかのように、明確なパターンが存在する。市場において資本化された金額が大きいほど、プロフォーマ情報を報告する傾向がある。

② 市場において資本化された金額を 2 つの類型化した場合

	プロフォーマ肯定	プロフォーマ否定	合計
15億ドル超	70社 (77.7%)	20社 (22.3%)	90社 (100.0%)
15億ドル以下	63社 (44.1%)	80社 (55.9%)	143社 (100.0%)

資本金額が15億ドルを超える90社のうち、およそ78%にあたる企業が直近の四半期においてプロフォーマ測定値による報告をおこなっており、22%はそうではなかった。

資本金額が15億ドル以下の143社のうち、およそ44%にあたる企業が直近の四半期においてプロフォーマ測定値による報告をおこなっており、56%はそうではなかった。

③ 四半期別の売上高による分類

四半期別の売上高	プロフォーマ肯定	プロフォーマ否定	合計
20億ドル超	17社 (73.9%)	6社 (26.1%)	23社 (100.0%)
10億ドル超, 20億ドル以下	12社 (70.6%)	5社 (29.4%)	17社 (100.0%)
5億ドル超, 10億ドル以下	10社 (62.5%)	6社 (37.5%)	16社 (100.0%)
1億ドル超, 5億ドル以下	40社 (55.6%)	32社 (44.4%)	72社 (100.0%)
1億ドル以下	54社 (51.4%)	51社 (42.9%)	105社 (100.0%)

四半期ごとの売上高と収益によって企業規模を計測しても、前記のパターンは変わらない。より多くの売上高を有する企業ほど、プロフォーマ測定値による報告をおこなっている。

（2004年1月8日受付）
（2004年1月23日受理）